

17 世紀のイングランドで経済に関する問題を論じた文書では、そのほとんどにおいて最大の関心事は「貨幣不足」であり、また、その多くにおいて解決策が紙券信用であったことは Richard (1929)、Heckscher (1935)、Horsefield (1960)、杉山(1963)らによって明らかにされてきた。最近の Wennerlind (2011)や Pincus (2009)の言葉を用いれば、この時期はいわば、貴金属という物質の形をとった「有限」な貨幣に制限された世界から、もはや貴金属量という制限にはとらわれない紙券という「無限」の拡張可能性をもつ経済システムへと移行するプロセスとしても描かれる。

しかし、他方でこの無限性への試みが制度の脆弱性のみならず社会・道徳的不安定要素を伴っており、多く議論されてきたことも確かである(Pocock, 1975)。いや、むしろ「貨幣不足」解消の議論はたとえいかなる建設的な提案であったにせよ、つねにその影の部分へのいいわけをともなっていた。

しかし、この時代の多くの論客にとってより切実な問題だったのは、そもそも信用という制度がいかにして成り立つのかという、より根本的な問題であった。多くの論者がジェノヴァ、ベニス、ハンブルク、そしてなによりもアムステルダムでの銀行制度の実践経験を高く評価し、それを真似ろとさえいうが、「制度化された信用」である銀行というものが何を根拠に成り立つのかという問題は未解決のままであった。

この信用そのものの不安定性については、最近多くの歴史家によって取り上げられるようになってきた。例えば伊藤(1995)は、戦費調達のための公債の累増という事態に面したチャールズ・ダヴナントが、信用がトレードの強力な「エンジン」でありながらそれ自体としては空虚であり脆弱なものであることを強調していたことをみた。Hoppit (1990)はさらにデフォーや J.ステュアートの信用概念が「社交性」という不安定な社会道徳のうえに成り立っていることを指摘した。しかし、なによりも 17 世紀のイングランドの信用の力強さと脆さを歴史家に強烈に印象付けたのは Muldrew(1998)である。Muldrew によれば、確かに 16・17 世紀のイングランドは隣近所での付けや掛けのような非制度的な信用が広まっていたものの、それはあくまでも地域内での人的な信頼関係、つまり「評判」にもとづくものであった。Ito (2011)や Wennerlind (2011)は、17 世紀に無数に書かれたさまざまな形の銀行案においても、そうした信用の本質としての社会・道徳性が重要な要素になっていたことを見出した。

本稿で焦点を当てたいのは、そのような空想の産物である信用がどのようにその脆弱性を克服されるべきとこの時期の諸論者が考えたか、ということにある。結論からいうと、17 世紀に信用制度の設立を提唱する多くの論者が強く求めていたのは、資本や貨幣の不足への対策というよりはむしろ、健全な基金の設立、別の言い方をすれば安全な担保の獲得であった。よりよい銀行案をつくるということはなによりもよりよい基金、担保を提示するということであった。そして結局のところは、国に富をもたらすトレードの原動力であった信用の基礎は、基金や担保という形で表現される名誉や正直さに求められていた。

1. 質、抵当、基金、そして銀行

17世紀の前半のイングランドの経済において、もっとも厄介な問題のひとつは質屋という形をとった高利貸しであった。たとえば、1612年に Thomas Hunniman は、盗品を質として受け取り、高利で貸し付け、質流れ品を高額で売る「泥棒のような質屋」をやめさせるよううたっていた。十年ほどして Gerald Malynes は、商人などに貸し付ける質屋(低利で貸し付ける)と慈善銀行(利子を取らない)の設立を提案するが、ここでもその最大の目的は「容認できない」質屋への対策や質の適切な扱いであり(Malynes, 1622)、かならずしも慈善がその主眼ではなかった。

たしかに質にはつねに否定的なイメージがつきまどったが、逆にいえば、これをうまく管理できれば有効な高利貸しや悪徳な質屋への対抗策となった。チャールズ1世の治世に書かれた手稿 *A scheme for the erection of pawn-houses, or mounts of piety* は、マリーンズと同様に商人向け質屋と慈善銀行の設立を提案する。いずれもおなじく目的は、「利益や収益なしに」質をとって貸し付けることにある。したがって、質を安全に保管するために必要な建物の建設と修繕、従業員の賃金だけが必要な経費となる(Anonymous, n.d.)。John Benbrigge(1646)や John Cooke(1648, p. 33)らが提案する慈善銀行の最大の目的は慈善にあったが、やはり適正な質の扱いにもあった。

これらの慈善銀行案においてすでに、その利用対象は貧民だけでなく商人も含んでいたが、大空位期の頃になると徐々に抵当銀行という言葉が好まれるようになっていった。

William Potter(1650)は、「堅固かつ周知の信用 *a firme and knowne credit*」は「最良でもっとも知られた担保 *security*」によってのみ作られるとした。Potterはこの担保の内容が何であるのか、すなわち貨幣や物品であるのか土地であるのかは明示しないが、しかし、用語として、それまで否定的なイメージがつきまどった「質 *pawn*」でなく「担保」を使った。

他方でこの時期になると銀行それ自体の有用性を明確に主張し、そもそも銀行とはどのようなものかを明らかにしようとする論者が表れてくる。

Sir Balthazar Gerbier(1651b)はベニスとオランダの例を参考にしながら、貨幣、商品、宝石、貴金属食器を担保として取って貸し付けをおこなう「支払いの銀行」と「貸付銀行」の設立を提案した。Samuel Lambe([1658])の銀行案は Gerbier のそれよりは具体的である。彼によれば、「銀行は、結合したストックでともにつながった、資産と信用をもつ一定の十分な人数の人々のことである」。そして彼らは低利で「想像的貨幣」を発行し、商人に貸し付け、その譲渡によって支払いをする。この銀行の設立によって、鋳貨の偽造、訴訟のきっかけとなる計算間違い、盗難、強盗を防ぐことができると主張する。

しかし、悪徳な質屋に対する批判そのものがおさまったわけではない。1661年に書かれた手稿 *Observations* (Anonymous 1661)では、銀行の信頼性と安全性にその中心的論点がおかれている。著者は、提案する慈善銀行の貧民救済への有用性はみとめるものの、最大のメリットは、質草を壊されたり、着服されたり、改造されたり、換えられ

たり、あるいは質流しの没収のときに、貸した額を超える余剰分の利得を無効にされたりしないことにあるとうたえる。

Hugh Chamberlen が 1665 年に書いたパンフレット *A description of the office of credit* では、銀行の有用性と担保の問題がより有機的につなげて議論された。Chamberlen によれば、彼の提案する機関は、「**抵当銀行 Lumbard**」のように物品を抵当として取るが貨幣を貸すのではなく、また銀行のように信用を提供するが貨幣を準備として預かるのではない。ここで強調されるこの提案の特徴はもはや慈善ではなく、銀行そのものの在り方についてであった。

しばらく銀行をめぐる議論はおさまるが、排斥法危機の時期に再び内乱と混沌の恐怖が現実味を帯びてくる中、信用の機関をめぐる議論はそれまで以上にその機関の信頼性を高めるべく、担保の質向上の議論をすすめていった。

Mark Lewis は 1677 年から 1678 年にかけていくつかの銀行案を提示する。そのうちのひとつ(1677b)は、「あらゆる物品を質として受け入れ、それに基づいて信用手形を融通する」典型的な抵当銀行である。しかし、注目すべきは、「所有権がはっきりしている」という条件付きで土地を担保として認めている点と、預かった担保を安全に保管するために、「土地を所有し、正直であるという評判のある人」を任命すべきだとしている点である。この銀行案に対して「新しい奇妙なもの」として受け入れられないのではないかという批判を Lewis は想定するが、これについて彼は、この銀行は商品保管庫と同じで、新しいどころかまったくなじみのあるものであると答える。商品保管庫の管理者が、「名の知れた」人である限り、その商品預かり証は貨幣のように流通していると指摘する。

他に、Lewis は優良な「基金」をもつ銀行を提案する (1678a; 1678?b; n.d.)。これは実質的には上記のものとおなじ抵当銀行であるが、ここで彼がいう基金とは、単なる抵当だけでなく、それを管理する組織そのものも含めている。この組織は、担保を強盗から守るため、上級、下級の管理者をもち、日々の管理に当たり、担保を構成する船舶、家屋、土地は記録される。

この後、いくつかの銀行案が立て続けに登場する。それらにはもはや慈善の目的も、悪徳な質屋への批判もなかった。そしてもはや質という言葉は消え、安全で確かな基金が彼らが共通に目指したものであった。Hugh Chamberlen は 1665 年のパンフレットの拡大・改訂版を 1682 年に刊行する。そこでは、銀行に求められるのは、抵当 **pledge** の横領、家事、盗難、破損、消耗を防ぐことであり、このことこそが銀行のこれまでになかった評判 **reputation** を築く。貨幣が信用の基金であるアムステルダム銀行も、抵当が安全な場所においてあるという「知れ渡った評判」ゆえにその信用が流通しているのだという。

このように諸銀行案においてもっとも関心がよせられたのは、基金をどのように安全に管理するかであった。Houghton(1683)は、物品、土地、家屋、相続財産からなる基金と、それに基づいて供給される銀行手形を提案した。この銀行では、それにふさわしい市民が忠実に管理人の任にあたり、そこでは多くの職員が銀行の保全に努めているので、「いかなる不正も、みつからずにおこなうことは事実上不可能である」。ある匿名の

銀行提案においても、なによりも銀行に「預けられた物品」の安全が最大の関心事であり、そこでは、銀行に預ければ「昼も夜も」監視され、私宅におかれるよりはずっと安全であることがなによりもの売りであった(Anonymous, 1683a)。他の銀行案でも、銀行の倉庫に預けられた物品は「昼も夜も」管理されるので、問屋や個人の倉庫においてあるいかなるものよりも安全であることが強調される (Anonymous, [1682]d)。また、預託されたものは安全に保管され、これに基づいて発行された信用手形は「世界で最良の担保」であることを唱える案もあった(Anonymous, [1683]c)。Murrayの銀行案では、保管人とそれぞれの銀行社屋の倉庫管理人は、その銀行が発行した分の価値のものがあらかどうかを検証し、職員は宣誓をして銀行の安全をまもり、倉庫の鍵は役員、会計官、倉庫管理人が保有する。このようなところでは偽札などはつくられようもないとする ([Murray], 1683)。

2. 土地登記と信用

以上みてきたように 17 世紀の諸銀行案では、その主眼が貧民救済からトレードの推進へと移行しながらも、一貫して貸し出しの際にあずかる担保の安全こそが最大の関心事であった。担保または基金の安全が確保されるからこそ発行される信用の信頼度も高まった。

しかし、そもそも担保そのものの信頼度はどのように判定できるのだろうか。多くの銀行案が物品を担保とする抵当銀行案であった一方で、耐久性と収益性においてはるかに優れている土地を担保とする抵当銀行、すなわち土地銀行が提案されるようになってくるのは当然であり、実際名誉革命後に John Briscoe らによって多くの土地銀行案が提示され、失敗したものの「国民土地銀行」も設立はされた。しかし、土地を抵当とする貸し出しをするという考えはこの時突然出てきたのではなく、いかにして土地をより確かな抵当とするかという長きにわたる議論の延長にあった。そこでの争点は、土地の登記の是非であり、議論は法学固有の領域に属しながらも、当時のトレードの推進エンジンであった信用制度の確立こそがそのゴールにあった。

1649年の新政府発足後になされた法改革の議論では、「遅く、費用がかさみ、恣意的な」司法プロセスが問題とされたが、多くの改革案において登記制度の確立こそがこうした問題の解決のために必要であると唱えられた(Veall, 1970)。クロムウェルに忠実な、そして急進的な社会改革運動家であった Hugh Peters は、すでに 1647 年に、司法の混乱をなくすために、あらゆる不動産とその譲渡に関する全国の記録をウェストミンスターに集めることを提案していた(Peters [1647])。1651年のパンフレットにおいて Peters は 21 の法制度改革案の最初に、登記所の設立を掲げた。彼は、そこで、すべての土地と家屋、そしてその譲渡について記録するよう、各教区に登記簿がつくられるべきだとした(Peters, 1651)。また、他の諸論者によっても、不動産取引における不正や詐欺、そしてそれによって引き起こされる訴訟が、こうした登記によって防げることがしばしば主張された(Anonymous, 1649; Anonymous, [1650]; Leach, 1651)。

これらの議論を背景に 1651 年 12 月 26 日に下院で、法改革を検討するために、いわ

ゆるヘイル委員会 *The Hale Commission* の設置が命じられ、そこでは各カウンティに公共の登記所とロンドンに統括的な登記所を設置すべきこと、登記すべきもの、不動産の隠ぺいの処置の仕方について議論された。

しかしこのあと、登記がもたらす悪影響が懸念されるようになる。*Reasons against the bill, intituled, An act for countie-registers, wills and administrations* と題する匿名のパンフレットは、もしすべての不動産譲渡が登記されたら、不正な不動産権利が発見され、多くの人が罪を犯したことになるてしまい、またそれとともに密告者がはびこり、訴訟も増大するだろう、と警告する(Anonymous, 1653)。J. W.と名乗る著者は、登記の有用性を認めながらも、登記情報は登記財産保有者以外には公開すべきでないとした (J.W., 1653)。

この登記に期待される最大の効果は土地所有権をめぐる係争や訴訟の削減であった(Anonymous, 1659b; Cole, 1659)一方で、Matthew Hale の著とされるパンフレットでは、完全な登記がなされない限り、情報の過剰な開示は逆に訴訟の増加に帰結することを指摘する (Hale, 1694)。こうした情報開示への懸念はその後も中心的な論争点であり続けた。注意すべきは、これらの登記所設立案は、あくまでも法改革の枠組みのなかで議論されていたことである。

こうしたなか、王政復古直後の8月2日にバルバドスの総司令官に任ぜられた Francis Cradock は、1661年のパンフレットで、銀行設立をめぐる議論と、登記所設立をめぐる議論の文脈を結びつけた。Cradock(1661)は、銀行を、現金を保管し、貨幣の所有権を移転させることによって支払いをする機関、と定義づけた後で、では、鑄貨だけでなく、金銀の塊や容器、さらには繊維製品や砂糖、ワイン、煙草のような商品でもいいのではないか、そして最後に、土地でもいいのではないかと問いかける。もしあらゆる不動産と地代が登記される銀行または登記所が設立されれば、土地という「不動産担保」が信用の基礎となり、効果的に機能する。Cradock は、登記が議会において「これまで議論されてきた」課題であり、隠された不動産の発見のリスクという問題があったことを認識しており、これに対し彼は、この土地銀行案は不動産所有権をめぐる訴訟を減らすという。1662年3月に Cradock はバルバドスでの銀行設立の権限を与えられたが、実際にそれが行使されたかはわからない。

登記と信用の関係が本格的に議論されるようになったのは、1669年暮れに貴族院で設置された委員会で、利子率、不動産登記、帰化の問題が検討されてからであった。これをきっかけに再び登記をめぐるパンフレットが活発に書かれた。ここではとくに Fabian Philipps が中心的な役割をもった。

Philipps は1662年に *The reforming registry* というパンフレットを刊行し、登記所の設置に反対していた。その理由は、記録は誤記され、不注意に、また悪意をもって登記され、カウンティの登記所では騒乱時にはロンドンほど安全には保管されず、すべての譲渡証書の登記の強制はコモン・ロー上の権利と自由に反し、偽造を引き起こし、訴訟における密告者を増やす、という点にあった。しかし、なによりも特徴的な理由は、債務証書がもし登記されたら人々の財産状況が過剰に他人に知れ渡ることになり、信用によって商売をしている勤勉な商人や、まだ信頼も得ていない「若く有望な商人」が、

債権者から十分な資金をえられなくなってしまうという点である。

1669年の *A Seasonable proposal* と題する匿名のパンフレットは、不動産登記所の目的を明確に訴訟の削減のためとするだけでなく、貨幣が不足しているときに必要なのは「正直という貯え」であるという。正直さは登記によって作りだされ、それは若い勤勉な初心者への貸付も可能とする(Anonymous, 1669)。しかし同年に Philipps(1669)は、「革新は少なからず危険である」と反論する。

これにたいし、Nicholas Phillpott(1671)は、隠ぺいされた抵当権など、訴訟を引き起こすような詐欺や不正を防ぐために、「公的登記所」を各カウンティに設けることを提案する。そしてこのことによって、借り手は「よい担保」をもっているという評判を得ることができ、これまでのように貨幣の借りるときに「法外な担保」を請求されることもなくなるという。

先の諸銀行案同様、しばらくの沈黙が続いたあと、排斥法危機のころになって議論が再燃する。Mark Lewis はさきほども取り上げた 1678 年のパンフレットで、「登記所は担保を作り、担保は貨幣をもたらすだろう」と端的に担保と貨幣のつながりを言い表している。また、1677 年に河川技師 Andrew Yarranton はその *England's improvement by sea and land* で次のように言う。「政府の正直さがあるところに豊かさはあり、名誉と正直さと豊かさがあるところには強さがあり、名誉と正直さと豊かさがあるところにトレードがある」。この「名誉と正直さと豊かさ」と「強さとトレード」の「五姉妹」はオランダを、公立登記所、容易な河川運行、公立銀行、商業裁判所、保管倉庫によって繁栄させた。登記された土地はそれに基づく信用がトレードに貨幣と同等のものをもたらす。したがって「登記はトレードを早める」。オランダの繁栄も、銀行に「大量の現金」があるからではなく、登記された土地という安全な基礎があるからである。そして Yarranton は、「穀倉銀行」を提案する。

翌年 1678 年の *Reasons for a registry* も、トレードは貸し付けに依存しており、それには確かな「基金または担保」が必要であり、それはなによりも登記された土地である、という。

おわりに

みてきたように、17 世紀イングランドにおいて、貨幣不足の問題は基本的には信用によって置き換えられるべきという共通認識があったものの、議論の焦点はどのような信用が必要かということにあった。人々か直面した問題は、高利をとる悪徳な質屋であり、他方で確かな質が取れない場合には高利で貸さざるをえないということにもあった。より信頼のおける資産である土地を確かな担保とするためには、登記所の設立が求められ、それはトレードの促進という視点からすると、利子率引き下げという選択肢と二者択一であるかのように議論された。あらゆる側面において懐疑主義に覆われたこの時代において、貨幣不足という問題においても、ホップズが政治という場面において向き合ったのと同じ懐疑主義と闘わなければならなかった(Muldrew (1998, ch.10、Tuck (1993)参照)。